**平成２８年（フ）第１５８１号**
札幌市中央区南16条西13丁目１番36―603号
債務者　後藤美智子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１５８６号**
札幌市中央区北１条西23丁目１番41―601号
債務者　浦野　仙一（旧姓南）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６００号**
札幌市西区発寒６条14丁目21番13号　エルム荘205号
債務者　松尾　順子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６０４号**
札幌市清田区北野５条１丁目12番３号
債務者　菅沼　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６０６号**
札幌市白石区本郷通７丁目北１番13―305号
債務者　神　奈津希
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６１２号**
札幌市西区西野３条７丁目５番43号
債務者　中部　政美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６２４号**
札幌市西区山の手４条７丁目１番29号　右号
債務者　藤島　　忠（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第３８号**
北海道芦別市本町1065番地の67　道営芦別ふれあい団地17号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２８年（フ）第２５１号**
盛岡市中太田新田25番地583、旧住所岩手県紫波郡紫波町栃内字中横沢43番地
債務者　佐藤あゆみ
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第１０６２号**
さいたま市浦和区元町２丁目17番９号　浦和サンコーポ202
債務者　内田　文武
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１５３号**
埼玉県川口市本町２丁目12番20―707号　シャリエ川口本町グリーンマークス
債務者　橋本　英紀
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第４６７号**
埼玉県草加市松江３丁目１番40号　ことぶきハイツ201号
債務者　西村　壽高
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第２６０号**
埼玉県深谷市上柴町西５丁目15番地８　サンライトマンション205号
債務者　蜂谷　　博
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第２４号**
京都府舞鶴市字森250番地―11号棟306号
債務者　水本　　孝
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２８年（フ）第６０２号**
大阪府高石市加茂３丁目11番６号
債務者　渡邉　　一
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第６５４号**
堺市南区原山台１丁７番９―108号
債務者　渡邊　健太
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第６６３号**
大阪府松原市立部２丁目223番地の５（102号）、前住所大阪府柏原市大字高井田897番地の６
債務者　藤村まどか（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第６６４号**
堺市堺区緑ヶ丘北町３丁２番13号
債務者　山口造園こと　山口　弓幸
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係